

令和4年第18回公安委員会会議録

日 時	8月4日（木曜日） 自午後 1時30分 至午後 4時30分	場 所	公安委員会室	
会 議	公安委員	小野委員長 廣塚委員 高木委員 宮尾委員		
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長		

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞4件、意見の聴取7件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 令和4年上半期の生活安全部における業務推進状況について

(1) 少年非行概況

ア 刑法犯少年検挙・補導人員

年次 区分	H29	H30	R元	R2	R3	R3.6末	R4.6末	増減
総数(人)	449	370	323	232	242	85	118	+33
犯罪少年	334	267	228	179	161	55	76	+21
触法少年	115	103	95	53	81	30	42	+12

イ 主な検挙事例

(ア) 有職少年による現住建造物等放火未遂事件（熊本東）

(イ) 無職少年による暴行、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件（熊本北合志）

ウ 今後の取組

(ア) 学校等と連携した非行防止教室及び保護者教室等、低年齢層による非行防止対策のさらなる推進

(イ) 盛り場、たまり場の把握と街頭補導の強化

エ 福祉犯検挙人員・被害少年

年次 区分	H29	H30	R元	R2	R3	R3.6末	R4.6末	増減
検挙人員(人)	123	163	110	100	73	40	24	-16
被害少年(人)	74	89	66	71	53	27	26	-1
うちネット起因	33	29	29	27	19	12	10	-2

オ 主な検挙事例

(ア) 公務員による児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件（熊本南）

(イ) 飲食店従業員による児童福祉法違反、風営法違反事件（八代）

カ 今後の取組

サイバーパトロールの強化等被害防止対策の徹底と児童の性的搾取等事犯に対する取締りの強化

(2) 人身安全関連事案

ア ストーカー・DVの認知件数及び児童虐待の通告児童数

区分 \ 年次	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R3.6末	R4.6末	増減
ストーカー (件)	228	294	283	425	410	224	201	- 2 3
DV (件)	485	511	448	641	651	342	315	- 2 7
通告児童数 (人)	490	662	869	1,155	1,435	741	680	- 6 1

イ 主な事例

(ア) 盗撮目的で女性宅のベランダに侵入した住居侵入事件 (小国)

(イ) 児童虐待情報を活用した児童の救出保護 (熊本中央)

ウ 今後の取組

発生件数の減少の定着に向け、人身安全対策課と警察署との緊密な連携による被害者等の安全確保を最優先とした組織的対応の継続、強化

(3) 生活環境事犯

ア 生活環境事犯検挙状況

区分 \ 年次	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R3.6末	R4.6末	増減
総数 (件)	518	567	551	477	414	181	193	+ 1 2
生活経済事犯	103	75	129	125	121	36	33	- 3
環境事犯	113	134	115	107	102	49	44	- 5
風俗事犯	70	118	74	48	19	7	4	- 3
秩序・諸法令違反等	232	240	233	197	172	89	112	+ 2 3

イ 主な検挙事例

(ア) 他人の飼い犬に対する動物愛護法等違反事件 (荒尾)

(イ) 繁華街における迷惑防止条例違反 (客引き) 事件 (熊本中央、玉名、大津、御船、山都、人吉、上天草、生活環境課)

ウ 今後の取組

(ア) 関係行政機関との緊密な連携による悪質な生活環境事犯の早期認知・早期事件化

(イ) 迷惑性・悪質性の高い客引きや無許可営業等悪質な風俗店の取締りなど、安全・安心な繁華街の実現に向けた各種対策の強化

(ウ) 先制・予防的活動による盗撮等諸法令違反事件検挙の強化

(4) サイバー犯罪対策

ア サイバー犯罪検挙状況

区分 \ 年次	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R3.6末	R4.6末	増減
総数 (件)	202	209	219	221	245	77	50	- 2 7
不正アクセス禁止法違反	4	1	16	17	1	0	0	± 0
コンピューター・電磁的記録対象犯罪	9	2	10	2	5	1	4	+ 3
その他 (ネットワーク利用犯罪)	189	206	193	202	239	76	46	- 3 0

イ 主な検挙事例

元交際相手に対する不正指令電磁的記録供用事件（熊本中央、サイバー犯罪対策課）

ウ 今後の取組

(ア) 組織基盤の強化によるサイバー犯罪の取締りの推進

(イ) 産学官連携による被害防止講話、広報などサイバー犯罪被害防止対策の強化

【委員からの質問等】

- 委員から、「人身安全関連事案の件数が減っている要因は何か。」旨の質問があり、警察側から「ストーカー・DVについては、1割程度の減少なので、今後まだどうなるか分からない。通告児童数については、児童虐待事件が社会的に大きく報道されるなどの影響で子どもへの暴力が減ったことや、夫婦間DVが減ったことにより面前DVによる児童への心理的虐待が減っていることも考えられる。」旨の説明があった。
- 委員から、「人身安全関連事案についての相談は、女性相談所などの他機関になされることもあると思うが、それぞれの機関で記録しているのか。」旨の質問があり、警察側から「相談はそれぞれの機関で把握している。関係機関とは情報共有をしているが、今回報告した件数は、警察で認知した相談件数で、他機関への相談件数を加えたものではない。」旨の説明があった。
- 委員から、「少年非行の今後の対策として、盛り場、たまり場の把握と街頭補導の強化とあるが、コロナ禍で街中に出ている子ども達が少ないということはないのか。」旨の質問があり、警察側から「コロナ禍でも、実際にたまり場に留まっている少年を解散させたり、補導したりしている。」旨の説明があった。
- 委員から、「触法少年が増えているが、小学生とか子ども達への対応は大変ではないか。」旨の質問があり、警察側から「再非行を防止するため、警察本部の少年サポートセンターが、保護者の同意を得て、子どもに話をしたり、アドバイスをしたりしてる。」旨の説明があった。

2 交通安全意識啓発事業のためのCM制作・放送について

(1) 目的

「歩行者の安全確保」「飲酒運転の根絶」の実現に向け、各種対策を実施中であるが、あらゆる世代に強いメッセージを届けるため、テレビCMによる広報啓発を行うものである。

(2) CM内容

ア テーマ（各テーマ15秒）

- 歩行者の安全確保及び通学路等における交通安全の確保
- 飲酒運転の根絶

イ 放送回数（予定）

民報4局 2テーマ合計95回（歩行者～45回、飲酒運転根絶～50回）

ウ 放送時期（予定）

- 歩行者に関するCM
 - ・ 子供たちの在宅時間が長くなる8月
 - ・ 例年、歩行者事故が増加する10月
- 飲酒運転の根絶に関するCM
 - ・ 8月のお盆の時期
 - ・ 飲酒運転根絶広報啓発強化期間（12/1～12/10）

(3) その他

制作したCMは、県警公式YouTubeチャンネルなどで活用予定

【委員からの質問等】

- 委員から、「良い時間帯で放映していただきたい。」旨の意見や、「YouTubeなど、色んな媒体を使って発信してもらいたい。」旨の意見があった。

第3 報告・決裁等

- 1 **人事関係についての報告**
警務部長から報告が行われた。
- 2 **熊本県公安委員会による交通規制の意思決定（信号機の新設等）についての決裁**
交通規制課管理官から説明があり、決裁が行われた。
- 3 **行政文書の廃棄手続きについての説明**
広報県民課文書情報室室長補佐から説明が行われた。
- 4 **苦情(R4. No.11)調査結果についての決裁**
交通指導課指導官から説明があり、決裁が行われた。
- 5 **高齢者の万引きの現状と対策についての報告**
生活安全企画課次席から報告が行われた。
- 6 **令和4年第16回公安委員会会議録の決裁**
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 7 **審査請求(R4. No.6)受理の報告**
公安委員会事務室から報告が行われた。
- 8 **令和3年度分「行政文書ファイル管理簿」の調整及び公表についての決裁**
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 9 **審査請求(R4. No.5)弁明書の報告**
公安委員会事務室から報告が行われた。